

トヨキン株式会社の産業廃棄物処理施設設置 許可申請書及び生活環境影響調査書に対する意見（案）

トヨキン株式会社から提出された産業廃棄物処理施設設置許可申請について、現時点において明らかになっている事業計画の内容を前提として、生活環境保全上の見地から慎重に検討を行った。

その結果、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準に適合しており、同法に定める周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適切な配慮がなされたものであると認められる。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

記

- 1 施設の維持管理に関する情報の開示など、情報公開を積極的に推進すること。
- 2 常時監視機器の点検・整備を適切に行い、当該機器による測定値を活用し、日々の運転管理を適切に努めること。
- 3 施設の運転に使用する井水については水質を確認するとともに、水収支フローに従い適切な運転を行うこと。
- 4 施設の運転においては、適正に混合廃棄物が焼却されるように、想定される廃棄物の混合比率を把握し、混合比率に見合った運転方法を確立すること。
- 5 排出ガス中の塩化水素については、周辺的生活環境に与える影響が大きいため、適切な運転管理を行い、より一層発生抑制に努めること。
- 6 立地予定地が最終処分場の跡地であることを考慮し、基礎工事において遮水層に影響しないよう細心の注意を払い施工すること。また、周縁地下水を定期的にモニタリングし、生活環境に影響がないことを確認すること。

以上